

第170回国際研修「薬物使用者処遇の実務」

1 日程及び参加者

- 平成30年8月22日（水）から同年9月21日（金）まで
- 海外参加者15の国と地域から18名
- 国内参加者7名

2 研修概要

これまで数多くの科学的研究により、薬物使用と犯罪の関連性が指摘されている。薬物使用は、それ自体を犯罪とする国があるほか、そうでない国等においても、犯罪行為の触媒として機能するとともに、薬物使用が犯罪行為を促進する可能性がある。薬物の自己使用自体が犯罪でない国においても、規制薬物の密輸、自己使用下の暴力犯罪、薬物を手りする資金確保のための財産犯罪など様々な犯罪に及んだ者に薬物使用者が相当数含まれており、刑務所収容に至っているのである。このように、薬物使用は、それ自体が犯罪である場合以外にも、その犯罪親和性が問題となる。一方、薬物使用への依存は、社会的原因及び結果を伴う慢性及び再発性の性質を特徴とする複雑な多因子性の健康障害であるという側面もある。薬物使用への依存は、生物学的及び環境的要因の複雑な連鎖の結果であって、医療保健上の観点からの枠組みにおいて防止及び処遇できるものである。よって、薬物使用者に対しては、薬物を使用しないように指導するだけでなく、薬物依存が適切な処遇・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、回復に向けた処遇・支援を継続的に受けさせることが必要である。

このような薬物使用の性質を踏まえ、2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においては、「薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・処遇を強化する」ことが掲げられている（3.5）。また、薬物使用者の処遇について、2016年に開催された国連麻薬特別総会で採択された成果文書においては、重度の薬物使用障害への進行のリスクがある人々に適切に早期介入し、重度の薬物使用障害への進行を防止するための効果的かつ実践的な措置を取る必要性が示されるとともに（1(b)）、効果的な科学的根拠に基づく薬理的介入、ケア及び更生プログラム（社会内処遇上のものを含む。）、並びに、薬物使用障害者のアフターケア、回復及び社会復帰のための能力強化が重要であるとされ、これらにおいて、労働市場への効果的な再統合のための支援やその他の支援サービスが重要であることも示されている（1(i)）。また、処遇に関連する取組の発展と実施、技術支援や能力構築の強化、並びに心理社会療法的、行動療法的な処遇、薬物療法を伴う処遇や社会復帰・再統合・回復支援に向けたプログラムなどの刑務所内及び釈放後における幅広い介入手法の選択肢の確保のために、地域間及び国際協力を促進し、強化することも必要であるとしている（1(k)）。さらに、医療保健、社会福祉、法執行機関やその他の刑事司法当局が、総合的で統合的、かつ、バランスのとれた薬物使用・薬物障害者対策の実施において協働するための能力開発・強化も重

要とされている（1 (I)）。

上記の「幅広い介入」には、施設内・社会内における薬理的介入や心理社会的介入などの様々な処遇が含まれる。薬物使用からの離脱に効果的な心理社会的介入としては、特に、認知行動療法の有効性が実証されている。その他、NA（Narcotics Anonymous）の12ステップ、動機付け面接（Motivational Interviewing）なども、対象者のニーズ（問題につながる心理的要因など）や特性（性別、年齢、精神・身体障害など）に応じて使用されたり、複数の技法が組み合わされたりすることで効果があるとされている。こうした処遇の運用に当たっては、薬物使用に犯罪親和性と健康障害という二つの側面があることを踏まえると、刑事司法や保健医療・社会福祉などの多機関が連携して取り組むべきものと言える。一旦施設に収容されたとしても、その後社会内で義務的なアフターケアのある場合には、そうでない場合よりも薬物の再使用防止について大きな効果値が得られたという報告があり、どのような処遇技法であってもアフターケアが重要であるといえる。また、犯情や犯罪者個人の問題性を踏まえて必要かつ相当な場合には、刑罰又は刑務所収容の代替措置を執り、社会内において処遇を行うことも有用であり、そのような法制度上の代替措置の選択肢が制限的な国については、そうした制度の導入の検討も必要である。多くの国では、薬物使用者の刑罰又は刑務所収容からの代替措置を模索している。

そこで、本研修においては、薬物使用者の薬物使用からの離脱の促進を目指し、薬物使用に係る犯罪の実態を把握するとともに、実態に即した薬物使用からの離脱に対する有効な制度や実務に関する参加者の知識・理解を深め、それぞれの国内における制度や実務の改善・発展につなげることを目的とする。

3 客員専門家等

本研修においては、アジ研教官による講義のほか、以下の客員専門家・外部講師による講義を行う。（敬称略）

【客員専門家】（講義順）

- アニャ・ブッセ 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）プログラム・オフィサー
- アレクサンダー・デビッド・ウォーダック オーストラリア薬物法改革財団理事長
- シェルドン・シャオドン・ツァン マサチューセッツ大学ローウェル校犯罪学・司法学部教授

【外部講師】（講義順）

- 太田 達也 慶応義塾大学法学部教授
- 松本 俊彦 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 薬物依存研究部部長
- 牛木 潤子 福島刑務支所教育専門官
- 梅田 靖規 ナルコティクス・アノニマス（NA）H&I 委員会
- 上岡 陽江 ダルク女性ハウス代表

以上